

# 第 13 回 運営推進会議

日時:令和5年9月22日金曜日 18:00~19:00

会場:保健福祉センター会議室

社会福祉法人浦幌町社会福祉協議会

通所介護センターうらほろ

# 議 事

- 1 構成員名簿
- 2 基本理念と1日の流れについて
- 3 感染対策について
- 4 令和5年度上半期行事報告
- 5 令和5年度上半期広報誌
- 6 事業所研修報告

## 通所介護センターうらほろ 運営推進会議構成員名簿

氏 名	構成区分	職 名 等
山北 文子	利用者	
山北 豊	利用者の家族	
竹田 風子	地域住民の代表者	浦幌町議会議員
吉田 孝子	地域住民の代表者	民生委員
三宅 正誠	介護に知見を有する者	地域包括支援センター所長
橋本 政明	事業所職員	社会福祉協議会事務局長
横田 道子	事業所職員	通所介護センター管理者
立花 容子	事業所職員	通所介護センター生活相談員
山崎 優希子	事業所職員	通所介護センター介護福祉士
高田 恵	事業所職員	通所介護センター介護士

## 通所介護センターうらほろ

### 基本理念

社会生活の中で認知症を伴う利用者が安心して快適な生活を送れるように、暖かみのある家庭的な雰囲気大切に、また、その方の人間性や生活習慣を生かしながら一日を過ごしていただきます。

- ☆ 利用者の心地よいケアに努めます。(疎外感を感じさせないよう  
平等に関わる)
- ☆ 個人別に関わる中で発見できたことは、スタッフと共有します。  
(情報の共有)
- ☆ 言動に関心をもち、心の声に耳を傾けます。
- ☆ 利用者の人間性をまるごと尊重します。
- ☆ 利用者、家族の意志を基本的に考えます。

平成12年 4月 1日

# デイサービス1日の流れ

08:50～	お迎え
09:00～	お茶 <small>バイタル確認 (体温・血圧・脈の測定)</small>
10:00～	軽体操 <span style="float: right;">入浴</span>
10:45～	休憩・水分補給
11:00～	レク (頭の体操、制作等)
12:00～	昼食
13:00～	お昼寝
14:30～	起床
15:00～	おやつ
	テレビ鑑賞等
16:00～	お送り



# 感染対策について

令和5年5月8日～コロナウイルス感染症は感染症法上第5類となり、当事業所も検討した結果、以下のような文面をご家族へお送りいたしました。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するご協力依頼

平素より当デイサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。また、当デイサービス運営へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さてこの度、新型コロナウイルス感染症につきまして、令和5年5月8日から感染症法上第5類に引き下げられました。（※第5類とは、季節性インフルエンザと同等の取り扱いとなります）このため、当デイサービスでの対応策について変更がございますのでお知らせいたします。

### ■検温について

従来通り、ご利用前に検温をお願いいたします。万が一発熱があった場合は、ご利用をお断りさせていただきます。

### ■自宅にて発熱がみられた場合

発熱がみられた場合、かかりつけ医に受診される等の対応をお願いいたします。かかりつけ医の了承が得られている場合、発熱の原因が新型コロナウイルスやインフルエンザ以外である場合のみ、デイサービスをご利用いただけます。

### ■同居家族様が発熱されている場合

家族様が発熱していることを、連絡帳に記載していただくか、お迎え時にお伝えください。利用者様に発熱や咳等の症状が無い場合はデイサービスをご利用いただけます。

同居家族様が新型コロナウイルスやインフルエンザ陽性者となった場合は速やかにご連絡ください。利用者様がデイサービスご利用中だった場合は、大変申し訳ありませんが速やかに送迎させていただきます。その後は、家族様の療養期間に合わせてご利用を控えていただきます。

### ■利用者様がデイサービスご利用中に発熱した場合

従来通り、利用者様がデイサービスご利用中に発熱した場合は、速やかに家族様へご連絡いたしますので、お迎えを宜しくお願いいたします。その後かかりつけ医に受診する等の対応をお願いいたします。

利用者様の状況（車椅子の方、送迎のできる家族様がいない方等）により、デイサービスでの送迎を行っている場合もございますが、基本家族様対応となりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

### ■利用者様が新型コロナウイルス又はインフルエンザ陽性者になった場合

陽性が確定した日から最低5日間デイサービスのご利用を停止させていただきます。

6日目の朝にデイサービスから体調確認の連絡を入れ、発熱や咳、痰、喉痛み等の症状が無い場合のみ6日目からご利用を再開させていただきます。症状がある場合、その症状が軽快して24時間が経過するまでご利用をお断りさせていただきます。

※国立感染症研究所のデータによれば、ウイルスの排出について、発症日を0日目として3日間程度は平均的に高いウイルス量となっていますが、4日目から6日目にかけて大きく減少し、ウイルスの検出限界に近づきます（6日目前後のウイルス排出量は発症日の20分の1～50分の1）。一般に、ウイルス排出量が下がると、他の人にうつしにくくなると言われています。ただ、10日間が経過するまではウイルス排出の可能性あることから発熱や咳等の症状がある場合は最大で10日間まで利用停止期間を延長させていただきます。

利用者様、家族様におかれましては、大変なご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

またご不明な点等ございましたら、ご連絡していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

上記を踏まえたうえで、現在も対策を行いながら、利用者様には安全にデイサービスに通っていただけるよう支援しています。

【その他の感染対策について】

- ・ 職員のマスク着用
- ・ デイサービス終了後の消毒作業→掃除機がけ後、椅子や、床、手すり等の消毒作業を行っております。
- ・ 保健福祉センター内の消毒作業→16：45 頃～センター内の消毒作業を行っています。
- ・ 送迎中の換気→常に窓を 5 cm程開け換気をしながら送迎しております。
- ・ 送迎車内の消毒作業→送迎車使用後には消毒作業を行っております。

上記は従来通り行っております。

【変更になった点】

- ・ 職員の出勤前の体温測定中止→毎週月曜日に 1 週間の体温測定表を提出していましたが、5月8日から中止しています。
- ・ 職員の同居家族が発熱した場合→職員本人に自覚症状が無い場合のみ出勤可能（管理者への報告は必須）
- ・ 職員自身が発熱した場合→出勤不可（管理者へ報告）→解熱後出勤可能
- ・ 職員がコロナウイルス感染者になった場合→発症後 6 日目、又は解熱後（解熱剤を服用せず解熱した場合のみ）2 日目から出勤可能。※いずれも出勤日当日朝に事業所の抗原検査を実施。
- ・ 職員がインフルエンザ感染者になった場合→発症後 6 日目、又は解熱後（解熱剤を服用せず解熱した場合のみ）3 日目から出勤可能。



## 令和5年度上半期行事報告

<p>4 月</p>	<p>19日 20日 21日</p>	<p>博物館見学</p>	<p>水曜日から金曜日にかけて浦幌町立博物館へ希望者と行ってきました。花の写真展や、動物のはく製や標本、土器や昔の農機具などを見学しました。</p> 
<p>5 月</p>		<p>お花見</p>	<p>浦幌市街にある桜を観に行きました。森林公園の桜の前で記念撮影を行いました。</p> 
		<p>ふれあい農園</p>	<p>5月～6月にかけて少しずつプランターと、肥料袋を使用し、利用者の皆様と一緒に植えました。</p> 

<p>6 月</p>	<p>6日 13日</p>	<p>お 誕 生 会</p>	<p>6月生まれの方は2名いらっしゃいました。</p>  <p>記念にお誕生日カードを手渡ししました。</p>
	<p>12日 ～ 16日</p>	<p>道の駅へお買い物レク</p>	<p>12日～16日まで、利用者1名に対し、職員が1名付き、お1人の予算 2000 円に設定させてもらい、道の駅にお買い物へ行きました。参加人数は12日1名、14日3名、15日3名、16日4名でした。</p> 

<p>7 月</p>	<p>収穫パート 1</p>	<p>ラディッシュ、と小松菜が大きくなり収穫することが出来ました。その日の昼食にお出ししました。</p> 
<p>8 月</p>	<p>収穫パート 2</p>	<p>ミニトマトが赤くなった為、収穫しました。利用者の皆様と食べてみましたが…。すっぱかったです…。</p>  <p>その後は、ナスも収穫し、天ぷらにしてお出ししたりしました。</p>

	10日	お誕生会	<p>8月生まれの方は1名いらっしゃいました。散らし寿司や茶わん蒸し、天ぷらをお出しました。</p>   <p>記念にお誕生カードをお渡しました。</p>
9月		収穫パート3	<p>ジャガイモの収穫を行いました。10個ほど収穫出来ました。</p>   
	11日 ～ 14日	敬老会	<p>11日～14日に敬老会を行う予定となっております。いつもより少し豪華なお食事を提供し、利用者の皆様に記念品をお渡りする予定となっております。</p>

・毎月、利用者の皆様とテイルームの壁に飾る壁画を制作しています。



4月 桜



5月 金太郎とこいのぼり



6月 薔薇



7月 紫陽花



8月 七夕&花火



9月 ひまわり

# ふれあい通信



13号

令和5年6月1日発行  
浦幌町社会福祉協議会  
通所介護センターうらほろ  
浦幌町字北町8番地1  
☎015-576-5566

## 4月の出来事



❀ 4月の壁画は桜です ❀  
お花紙で桜を作りました。

## 博物館見学

浦幌町立博物館へ見学に行ってきました。原生花園で咲いている花の写真展を観たり、動物のはく製や標本、土器や昔の農機具などを見学しました。



# 5月の出来事

🌱 春の味覚をいただきました！ 🥕



5月の壁画は金太郎と熊、こいのぼりと菖蒲です！  
金太郎と熊は貼り絵で作りました。



ごみとタラの芽をいただいたので、利用者様に、ごみの下処理を手伝っていただき、昼食にタラの芽は天ぷらでごみは茹でてお出ししました！ごみはマヨネーズを付けて！

# 花見



浦幌市街にある桜を見に行きました！  
森林公園の桜の前で記念撮影！  
今年は例年より桜が咲いたのが早かったような気がしました。



# ふれあい農園始動！



今年も始まりました！ふれあい農園！

今年は、トマト、ジャガイモ、エンドウ豆、ラディッシュ、小松菜、バジル、空芯菜、春菊、お花を植えました☆

# ふれあい通信

14号

令和5年8月1日発行  
浦幌町社会福祉協議会  
通所介護センターうらほろ  
浦幌町字北町8番地1  
☎015-576-5566

## 6月の出来事

6月の壁画はバラと  
幸せの青い鳥です！



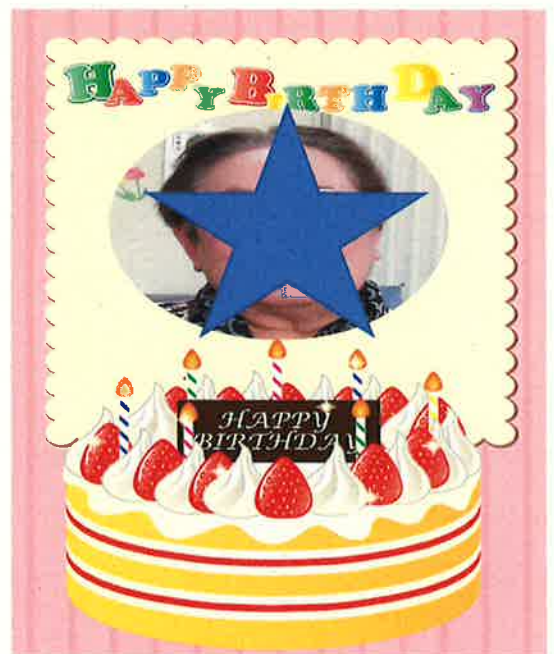
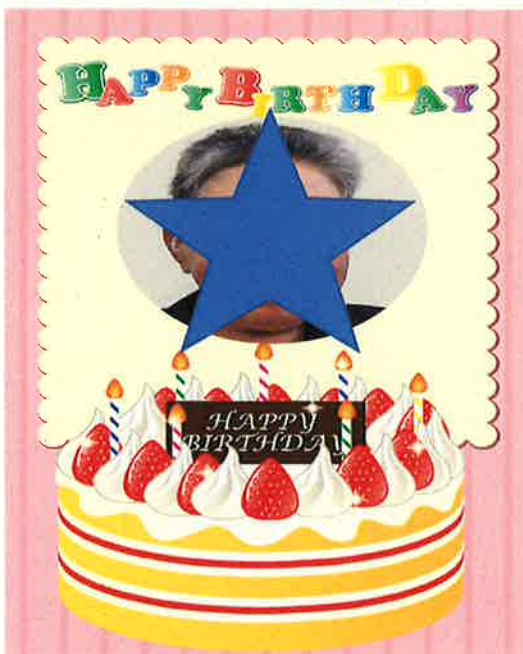
## 買い物レク

浦幌町道の駅にお買い物に行きました！予算は1人2000円☆お野菜を買ったり、お菓子や、ジンギスカン、珍味を買ったりしました。買い物の後は、ソフトクリームをいただいた利用者様もいらっしゃり、とても楽しく過ごしていただけたのではないのでしょうか。来年も買い物レクを企画したいと思っております！お楽しみに☆



## 6月お誕生日の方

おめでとうございます！



# 7月の出来事



7月の壁画は  
紫陽花です！  
右側はデイ  
サービス入り  
口のドアです。



## ふれあい農園収穫！



ラディッシュと小松菜を  
収穫し昼食にお出ししま  
した♡

ラディッシュは酢の物に、  
小松菜は煮物にしました。





# 事業所研修報告書

日時 令和5年4月25日（火）18:00~19:00  
場所 ふれあいルーム  
目的 感染対策の基本である手洗いを、再度職員で手洗いの仕方を再確認し、各々の不十分な部分を確認する事で普段の手洗いに意識して行える様にして感染対策に努める  
参加者 横田、立花、山崎、木村、高田、熊川、野村、守田  
欠席者 田中、大山  
記録 守田

## 全ての予防は正しい手洗いから

- 1.専用ローションを両手指に擦りこみ、普段通りに手を洗って手洗いチェッカーで洗い残しをチェックする  
→チェックするとあって、普段よりも入念な手洗いをしているが手の側面や手の甲、指と指の間や、指先（爪回りを含む）、指のシワの間に洗い残し部分がある
- 2.下の絵を見て再度手洗い方法を確認し、手洗いチェッカーで洗い残し部分を再度意識しながら手を洗い、再度手洗いチェッカーで洗い残しをチェックする

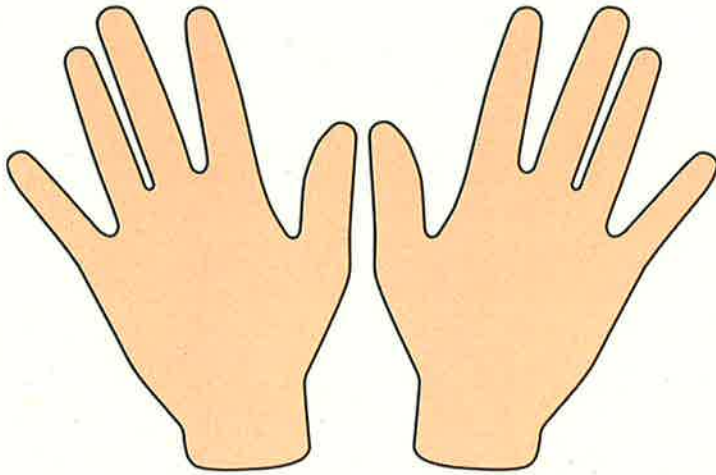


★いざ、手を洗ってみましょう！！

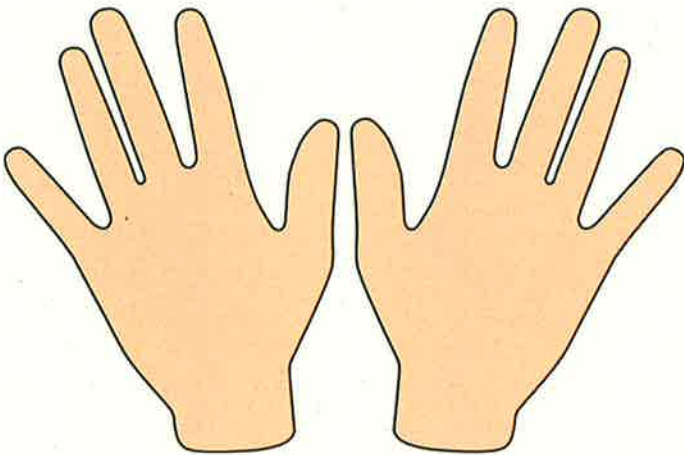
→指先（爪回りを含む）手のシワの部分に洗い残しが多い

3.最終的に洗い残しがあった部分を以下の図に印をつける

手の甲



手の平



#### まとめ

1 回目にチェックした際に、残っていた部分は自分の利き手の関係や不十分しがちな部分であるため、普段の手洗いはそこを意識して洗う様にしていく事が大事！！

2 回目にチェックした際も残っていた部分は、爪の周りやシワの間の為、手だけで洗うのは難しく専用のブラシ等を使用すると良いが、普段の業務の中ではその行為は難しく、手洗い後の手指消毒でその部分を念入りに擦り込みして菌を除去する。

今後、もっと具体的な感染対策の研修をする事で持ち込まない、拡げない、持ち出さない感染対策の徹底に繋がっていく

# 事業所研修報告書

日時 令和5年5月29日(月) 18:00~19:00  
場所 ふれあいルーム  
目的 デイサービスとは?訪問介護とは?を学び、さらに介護業界でできる医療行為とできない医療行為について学ぶ  
出席者 横田、立花、山崎、田中、木村、高田、熊川、守田、  
欠席者 大山、野村  
記録 守田

★研修を始める前に・・・ヘルパー同士のコミュニケーションを図ろう！！

<絵の伝言ゲーム>

伝える側・・・相手に上手く伝えるにはどうポイントを作り出すか

受け取る側・・・相手は何を伝えたいのかをくみ取る

今回は絵の伝言ゲームであり、言葉を発する事無く伝える事ではあったが、伝える側は言葉で伝えるにもきちんと重要なポイントを取り上げて伝える事、受け取る側も相手は何を伝えたいのかをくみ取りながら今後も仕事での情報共有や報・連・相に繋げていく

デイサービスとは?訪問介護とは?

デイサービスとは?

職員からは・・・1日通って入浴や食事をすると、ふれあう場所、刺激の受ける場所

A.利用者が自分で通い、介護サービスを受ける事のできる施設であり、利用者の心身機能を維持するお手伝いをするや利用者の家族の負担を軽減する

訪問介護とは?

職員からは・・・1人で家に居られる様に手助け、在宅生活を支えていく為

A.利用者が在宅のまま自立した日常生活ができるよう、訪問介護員などが利用者宅を訪問して、介助面における「身体介護」や家事面における「生活援助」を行うサービス

※デイサービスや訪問介護ではできる事とできない事があります

今回は・・・

“医療行為とお薬について” を学んでいきます！！

## 1.原則、介護士の医療行為は認められない

医療行為にあたるものは医者や看護師、医療従事者が行うもので、原則介護士は医療行為を認められていません。利用者の容態が不安定であり、専門的な管理が必要と思われる時は医療行為となる可能性があります。投薬や測定値で医学的な判断を行う事は医療行為にあたります

### 医療行為に当たらず介護士が行えること

- ・服薬介助（薬を飲んでいただく介助）
- ・軟膏を塗布（褥瘡の処置は除く）
- ・湿布を貼る
- ・目薬を差す
- ・座薬を挿入する
- ・軽い切り傷や擦り傷の処置
- ・体温計での体温測定
- ・自動血圧測定器での血圧測定
- ・酸素濃度測定器の装着

条件付きで認められている介護士が行える医療行為

- ・耳垢を取り除く（耳垢が完全に詰まっている場合を除く）
- ・爪切り、爪やすり（巻き爪、周りの皮膚に炎症等の異常がある場合を除く）
- ・歯ブラシ、綿棒による口腔ケア（歯、口腔粘膜、舌）
- ・ストーマのパウチに溜まった排泄物除去
- ・自己導尿補助、カテーテルの準備、体位保持
- ・市販の浣腸器（ディスポーザブルグリセリン浣腸器）による浣腸

※インスリン注射は医療行為なので介護士がインスリン注射を打つ事はできませんが、利用者が正しくインスリン注射を打てるように支援する事はできます

- ・医者が指定した時間に正しく打つように事前に声掛けをする
- ・利用者がスムーズに血糖値測定ができるよう支援、見守りを行う
- ・測定数値のメモリを一緒に読み上げる

※喀痰吸引と経管栄養は、平成24年4月より喀痰吸引等研修を修了した者（都道府県知事から登録を受けた喀痰吸引当事業所で喀痰吸引研修を受講し修了した者）に限り、痰の吸引や経管栄養を条件付きで介護員もできるようになりました

### Q.では、デイサービスの看護師が行える医療行為とは？

A.基本的に医療行為となるものは全て医師の指示のもと、行わなければなりません。よって看護師が自己判断でおこなう事のできる医療行為は存在しません。血圧や体温、呼吸状態からバイタルチェックを基にして、医学的見地からアドバイスまでしか自己判断で行う事ができません。デイサービスや訪問介護の利用者には持病を抱えた方も多くいる事から体調が急変する事も多くあります。そのような緊急事態に遭遇した場合、看護師は血圧や意識状態の確認を行い、救急車の手配が必要なのか判断を行います。あるいは、連携している医師に迅速に連絡や相談をし、医師の指示を受けてからの医療行為をします。よって緊急時に関わらず、すべての医療行為は医師の指示で行わなければなりません。

デイサービスに来る人は「利用者」で病院に来る人は「患者」である事。

## 2.服薬介助

### \* 介護士ができる服薬介助

- ・ 一方化されたお薬の準備、服薬の声がけ、飲み残しがないかの確認をして利用者様が正しくお薬を飲む様にお手伝いをする
- \* 介護士が服薬介助をしてはいけないケース
  - ・ 入院、入所して治療する必要があり、容態が安定していない場合
  - ・ 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師または看護師による連続的な容態の経過観察が必要な場合
  - ・ 服薬において専門的な配慮が必要な場合
  - ・ PTPシートから薬を取り出すこと

※PTPシートから薬を取り出すことについては、「ただ薬を出すだけ」と思われるかもしれませんが禁止されている医療行為にあたるので注意！！

★次回6月の研修では、具体的な薬の支援について学んでいく

# 事業所研修報告書

日時 令和5年6月29日(木) 18:00~19:30  
場所 ふれあいルーム  
目的 介護職員による、服薬介助方法をきちんと学び、今後の業務に活かしていく。  
参加者 横田、立花、山崎、木村、高田、大山、守田  
記録 守田

\*別紙資料に基づき、別紙の空白部分を職員に記入してもらう。(15分程度)

\*資料に沿って、空白部分をヘルパーに答えてもらう

・イスに座って薬を服用する時の姿勢については、それぞれヘルパーが実際にその姿勢になって答え、その後実際に服用する時の姿勢を体感する

\*服薬介助で注意する以前に、服薬介助をするという事は、利用者はどういう状態にあって、介護者は何をしなければいけないのかをふまえた説明をする。

利用者→正しく薬を服用する事が難しい

介護者→混乱なく誤薬しないようにする

\*利用者の薬を把握する事は基本中の基本!!

誤薬だけでなく、薬の副反応が起きる可能性、服用している薬によってわかる疾患や薬によって避けなければいけない食品類があるため、記録と共に必ず支援前、異変を感じた時には確認する様にしていく事の再確認をする

\*基本的な服薬介助の流れ

利用者の様子を伺い、姿勢の確認をします

↓

事前にお薬カレンダー(訪問介護)やボックス(デイサービス)に用意した利用者の薬とぬるま湯を用意して使用者の元へ

↓

薬の名前と顔が一致している事の確認(できればその場で名前を声に出すと良い)をする。  
例えば「〇〇さんお昼のお薬をお持ちしました。」など。こうする事で利用者と自分でダブルチェックができ、間違いを防げます

↓

ぬるま湯で飲んでもらいます。普段、むせ込みがある方はとろみをつけた水で対応する

↓

飲んだ後は飲み込めたかどうかを確認する(口の中を確認する)



↓

薬を飲んだ事を忘れないように記録に残す

\* 誤薬した場合の再確認を行う

1. バイタル測定
2. 利用者の意識やいつもと変化がある事は無いかの観察
3. 誰のどんな種類の薬を飲んでしまったか確認
4. 主治医に報告して、どのように対応したら良いのか指示をもらう

# 事業所研修報告書

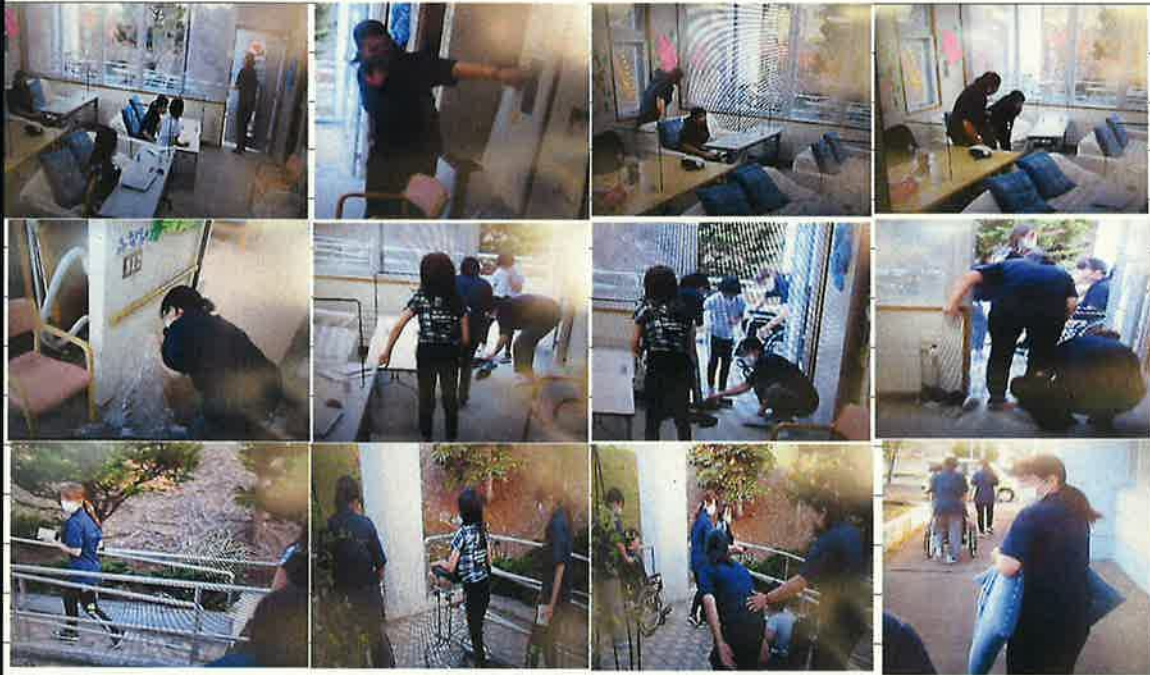
所属	通所介護	氏名	立花 容子
日時	令和5年7月20日(木)18:00~19:00		
研修名	避難訓練		
目的	前回の避難訓練を振り返り、担当を替えて行うことで、どの職員も落ち着いて同じような行動ができるようにする。		
場所	ふれあいデイルーム		
内容	参加者:横田、高田、熊川、守田、田中、木村、立花、高田娘、熊川娘		
	各役割		
	横田→第一通報者、全体の把握、指示出し 高田→デイルーム内の非常口を開錠、排煙窓のスイッチを押す、利用者への声掛け、避難誘導 熊川→靴箱から防災靴袋を取り出し、全員の靴を入れ、非常口まで持ってくる、利用者への声掛け、避難誘導 守田→事務所からの応援 立花→撮影		
	田中、木村、高田娘、熊川娘、他座布団2枚→利用者役		
	・前回の動画を職員全員で観て、改善点を話し合う。前回の訓練では、排煙窓は開けたが、非常口をまず開けなければならなかった。利用者を誘導し、利用者が1列に並んでから、非常口を開けるのでは遅い。		
	→改善策として利用者に声をかけつつ、まずは非常口を開錠し、ドアを開ける。その後排煙窓のスイッチを押す。		
	・利用者や職員の靴については、利用者の靴は1人職員が非常口に持って行ったが、職員の靴は、各々が取りに行き、その横で火災が発生していることを忘れていた。→改善策として1人の職員が全員の靴を一気に持ち運べるよう靴を入れる袋を用意し、靴箱上段に配置した。		
	 		
	・第一通報者は、廊下に出た後、デイルーム入り口から出入りしていたが、火災が発生している場合、火の元に何度も近づくことはできない。→改善策として、廊下非常口を開錠後、廊下にある車椅子や歩行器は非常口を出て外から搬入する。		
	<b>上記を踏まえ、避難訓練を開始</b>		
	(横) ふれあいにて火災が発生した旨をデイルーム全員に報告し、落ち着いて逃げるよう指示、その後廊下へ出て非常ベルを押す→トイレへ声かけを行う→事務所へ助けを叫ぶ→非常口を開錠→車椅子、歩行器を外からデイルーム付近に置く→デイルーム内に逃げ遅れがないか確認し、利用者2名(今回は座布団で対応)とともに避難。		
	→避難場所へ到着後、利用者、職員数の確認及び浴室内の逃げ遅れ人数を事務局長へ報告する。		
(高) (横)の号令のもと利用者に落ち着いて避難するよう声掛け→非常口を開錠しドアを開ける。→テレビ横の排煙窓を開ける→ソファに座っていた利用者役が立ち上がり非常口に向かっていた為声掛けし、腰を支えながら、非常			



口まで誘導→デイルーム奥のソファに座っている利用者役に声掛けしながら、デイルーム奥の排煙窓を開ける→デイルーム奥のソファに座っていた利用者役を非常口まで誘導→靴を履いてもらい、車椅子に乗った他利用者役と一緒に2人を誘導する

(熊)(横)の号令のもと靴箱まで行く→防災用靴袋を取り出し、利用者、職員全員分の靴を入れる→非常口まで持っていき、すべてを袋から開ける→非常口に来た利用者それぞれの名前を確認しながら靴を履いてもらう→全員靴を履いたことを確認→車椅子に乗った利用者役を避難場所まで誘導した。

(守)(横)が廊下にて救助を要請した為、事務所より正面玄関からデイルームまで救助に来る。→歩行器を使用利用者の付き添いを行いながら避難場所へ移動する。



## 感想

今回は、役割を少し変更し避難訓練を行った。浴室内に利用者や職員がいると仮定しているが、人数の問題があり、今回は浴室内は避難出来ず待機し、消防に任せるという設定の元、デイルーム内の利用者だけ避難するという設定でおこなった。避難場所まで、所要時間約3分30秒、前回より大幅に短縮できたと思われる。

今後は、通報者、避難誘導係等担当を替え、定期的に行っていきたいと思う。

社会福祉協議会全体で話し合い、マニュアル作成を早急に取り組んでいきたい。

# 事業所研修報告書

日時 令和5年8月31日(木) 18:00~19:00  
場所 ふれあいルーム  
目的 実際の事故報告書を基に再発防止を検討し、事故報告書の書き方を学ぶ  
参加者 横田、立花、山崎、高田、木村、田中、守田  
記録 守田

\*まずは、各々薬情を預からせてもらい、確認する際はどのようにしている？

- 横田通所管理者の場合・・・預かった薬情をコピーし、コピーした薬情と記録に綴ってある前回の薬情にシャープペンでチェックする。
- 立花生活相談員の場合・・・原本と記録に綴ってある前回の薬情を指差しで薬情内の薬の番号や薬の色も（大体が同じ順番で並んでいる為）見ながら確認し、変更がみられたら預かった薬情をコピーする。  
明らかに定期受診でなく、何かがあって受診した場合はすぐ薬情をコピーする。
- 山崎介護員の場合・・・預かった薬情をコピーし、預かった薬情は別にして、チェックは付けずにコピーの薬情と記録に綴った前回の薬情を照らし合わせてコピーの薬情の余白に変更のあったお薬をボールペンで記入している。
- 高田介護員の場合・・・まだ直接その対応になった事はないが、預かった薬情をコピーして、預かった薬情は別にして置いて置き、コピーの薬情と記録に綴っている薬情を見比べる。チェックを付けるのであれば鉛筆またはシャープペンを使用する。
- 木村介護員の場合・・・預かった薬情をコピーし、預かった薬情は手の届かない場所へ置き、コピーの薬情と記録に綴ってある前回の薬情を赤ボールペンでチェックしている。
- 田中介護員の場合・・・預かった薬情をコピーし、預かった方にクリップをしてコピーした薬情と記録に綴っている前回の薬情を赤ボールペンでチェックしている。
- 守田訪問管理者の場合・・・明らかに薬の変更があるとわかる時にはすぐコピーをしているが、それ以外は預かった薬情と記録に綴っている前回の薬情を指差しで確認をする。変更があった場合はすぐコピーをし、預かった方の薬情は手の届かない場所へ置き、コピーの薬情へ変更された薬等をボールペンで記入している。

\*次に、コピーからはじめる職員は

薬の変更がなかった場合はその薬情をどうしている？

- ・横田管理者、山崎介護員、高田介護員、木村介護員・・・シュレッターで破棄する
- ・田中介護員・・・受診に付き添いをする人は、ファイルに綴るが、受診の付き添いが無い人の場合は記録に綴っている前回の薬情に〇月〇日処方変更なしと記入する時としない時がある。

※上記からわかる様にそれぞれ職員でバラバラである事がわかる。また、職員自身もする事をその時にしたりしなかったりと定まっていない為まずは統一をする事とする

1.預かった薬情と記録に綴っている前回の薬情を指差しで変わっているか確認する

2.変更がある場合にコピーをして記録に綴る

※6月・12月必ず薬情を確認する月であり、その月に薬情の確認が行えない場合は翌月以降にする

\*実際にあった事故報告（別紙①）を聞き、事故報告書に発生後の対応まで記入と書き方について学ぶ。

・別紙②参照

\*考えられる原因はなんだったのか？

- ・前回の記録を読まれていない
- ・前回の記録の把握がされていない→把握されていたのなら、薬内容に変更は無いが、日数の変更（30日分から60日分）が前回の記録に記載されていた為、理解出来ていたはず

- ・薬情の取り扱い方にヘルパー自身が定まっていない
- ・ボールペンを使用した
- ・利用者様の物を扱うという自覚と責任が不足している

\*今後の対応は？

- ・薬情の確認方法を統一したものにする
- ・ボールペンの使用はしない→指差し確認か、シャープペンを使用
- ・利用者様の物を扱う事は、どんな物であろうが扱う責任は同じである事の自覚をする

\*その他

- ・実はこの件、もうひとつの事故報告があがる事になる・・・

預かった薬情に赤ボールペンで記入して間違った事に気が付いた後、記入してしまった箇所修正テープで記入部分を消した

※記録もそうだが、利用者様の物、正規の記録等に修正テープの使用はご法度！！

預かった薬情に間違えて記入した上に、修正テープを使ったという事で利用者様の物をさらに破損させてしまった事を自覚しなくてはならない。

R5.8.28 (月)

訪問介護 O様

8/28 支援に伺い、8/10 浦幌町立診療所・8/24 亀山眼科分の薬情が家族との連絡ノートに挟まっている。薬情をコピーさせていただき、お預かりさせてもらい次回の支援時に返却を約束してくる。

帰社後、14:30 頃預かった薬情をコピーして薬の変更がないか、記録にはさめている前回のコピーした薬情と確認をする。浦幌町立診療所分の薬情を薬の変更がないか赤ボールペンでチェックし、処方日数が30日から60日に変更があったため、薬情の余白に日数変更してある事を記入した。記入した薬情が今回預からせていただいた本人様の薬情である事に気が付く。間違っただけで余白に記入した所には修正テープで消し、チェックした部分はそのまま残す。守田管理者は支援中。支援から戻って来てから守田管理者へ預かった薬情にボールペンで記入してしまった事の報告を行った。

補足・・・前回の支援時(8/25)に、その時に支援に入ったヘルパーが8/10 浦幌町立診療所や亀山眼科へ受診している事を聞いている。薬情が無いのでヘルパーはお薬手帳にて処方薬を確認している。浦幌町立診療所の薬は処方薬と飲み方については変わりなく、30日から60日へ日数が変更になった事を確認。連絡ノートにて、薬情を見せて頂けるとありがたいですと記入してきた。記録にもお薬手帳にてお薬を確認して浦幌町立診療所で処方されたお薬は日数変更があった事や、連絡ノートに薬情を見せて頂けるとありがたい旨は記録されている。連絡ノートを読んだ家族が、8/28 薬情を連絡ノートにはさめて用意してくれた。

# 事故報告書

令和 年 月 日 提出

部署		職名		氏名	印
利用者	氏名	0 様		性別	女性
	電話			住所	要介護度 介護度1
発生日時	令和5年8月28日(月) 14:30頃			※事故に気付いた日時	
発生場所	浦幌町社会福祉協議会 事務所内			※事故に気付いた場所	
発生状況	(例) 支援に伺った時に、家族様より連絡ノートに薬情を2部(8/10浦幌町立診療所・8/24亀山眼科)はさめて用意してくれていた。コピーさせていただくにあたり預からせていただく事と次回の支援の際に返却をする約束にて預からせていただいた。 帰社後、預かった薬情をコピーをする。変更がないか赤ボールペンを使用して8/10浦幌町立診療所処方箋の薬情と記録に綴っている前回の薬情をチェックしながら、処方変更がないかを確認して日数が変更になっていた事から、薬情の下の余白部分に日数が変更になった旨を記入した。記入後、記入した薬情が預かった薬情である事に気が付く。 また、前回の記録にはお薬手帳で浦幌町立診療所の処方薬は日数の変更がある事を確認されていた旨が記録されていた。				
	※事故に気が付いた時までが発生状況				
発生後の対応	(例) 守田管理者は支援中であり不在。薬情の下の余白部分に記入した事を修正テープで消しチェックした部分はそのままにしておく。守田管理者が支援から戻って来た後に、預かった薬情にボールペンで記入した事を報告する。				
	※事故に気が付いた後、どうしたかを記入する。また、管理者なりに報告した後どうしていくのかも記入していく				
考えられる原因					
ご家族への説明					
今後の対応					

			事務局長	主任	合	議